

【注意事項】最短修業年限を超えて在学している者、留年している者の 授業料免除申請について

- ・「最短修業年限を超えて在学している者」とは、在学期間（休学含む）が、所属学部、研究科等が定める修学期間を超えて在学している者です。
- ・「留年している者」は、前年度と同一学年に引き続き在籍している者です。
- ・最短修業年限を超えて在学している者、留年している者について免除の対象とするかどうかの判定は、様式10「最短修業年限超過者等に係る事由書」に基づいて厳格に審査されます。「真にやむを得ない事情がある」と特に認めない限り、免除の対象となりません。
- ・最短修業年限超過者及び留年している者は、様式10「最短修業年限超過者等に係る事由書」を三次申請時に提出してください。なお、前後期一括申請者であっても10月入学者で2年目以上の超過となる場合は必ず後期にも再度提出してください。

○免除の対象となる事由の例

区分	免除の対象となる事由の例
1. 病気・怪我	<ul style="list-style-type: none"> ・長期療養によるため ・定期試験等の当日に病気等により欠席したため
2. 留 学	<ul style="list-style-type: none"> ・半年以上の留学によって履修・研究が滞ったため
3. 論文作成	<ul style="list-style-type: none"> ・膨大な資料収集・解析が必要な研究テーマに取り組んでいることから、論文作成に時間を要することが明白である場合 (免除の対象にならない事由の例>3.論文作成に当てはまる方は除く)
4. そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・出産・育児・介護のため ・国等の要請に応じて休学し、公益事業（青年海外協力隊、兵役等）に参加したため ・学資獲得のためのアルバイト苦による場合（留学生を除く） ・申請者本人が障害者であるため学業・研究において修業年限以上の期間を要すると認められる場合

○免除の対象にならない事由の例

区分	免除の対象にならない事由の例
1. 病気・怪我	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等に違反した行為が原因の怪我の場合
2. 留 学	<ul style="list-style-type: none"> ・留学期間が概ね半年未満の場合 ・超過期間が留学期間にかかる期を超えている場合 ・海外渡航願を提出し、承認を得て留学等をしていた者でない場合
3. 論文作成	<ul style="list-style-type: none"> ・修業年限超過期間が1年を超える場合 ・研究論文の未完成が本人側の自己都合による場合 ・博士論文以外の作成による場合
4. そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・国家試験等（医師国家試験、公務員試験等）受験のため ・就職待機のため ・大学院受験のため ・転学、転学部・転学科等のため ・在学年限内で卒業又は修了する見込みのない者 ・その他自己都合による場合